

非常災害対策は万全ですか？

自力避難困難な方が多く利用されている施設・事業所（（非常災害対策計画が義務付けされていない訪問系・相談系は除く）、以下「施設等」という。）においては、利用者の安全を確保するために、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む非常災害対策計画の策定と定期的な避難等訓練の実施が必要です。

道では、平成30年1月1日以降提出する事業開始申請書類等（認可・届出を含む）に非常災害対策計画を添付し、各所管の総合振興局（振興局）に提出していただくことにしましたので、ご協力をお願いします。

1 新規に事業を開始する前に施設等の立地場所を確認しましょう

新規に事業を開始する前に、施設等の立地場所が、土砂災害、地震災害、津波災害、火山災害、風水害等の自然災害や原子力災害が予想される区域に該当しないか、避難場所、避難経路等について、各市町村が作成しているハザードマップ（防災マップ）等で確認してください。

参考としていただきたい指標の例

- ・各市町村作成のハザードマップ（防災マップ）
- ・全国の地方公共団体のハザードマップ（リンク集）
- ・施設等の立地場所に係る災害時の危険区域等
- ・水害関係に係る国土交通省のホームページ
- ・土砂災害関係に係る国土交通省のホームページ
- ・津波災害関係に係る国土交通省のホームページ

2 指定申請時等（認可・届出を含む）に非常災害対策計画を策定しなければなりません！

新規事業者は、非常災害対策計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準じる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定することが、道の各種条例で義務づけられています。

事業者は施設等の立地場所を踏まえ、下記の手引を参考に、指定申請時等までに必ず計画を策定し、指定申請書（許可申請・届出含む）に添付の上、各所管の総合振興局（振興局）に提出してください。

※非常災害計画策定に当たって参考にしてください。

- 北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課
「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」のホームページ

【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>】

災害はいつやってくるか、わかりません。
速やかに、非常災害対策計画を策定しましょう！

